

公益社団法人への移行経過及び今後の活動取組について

公益法人制度改革関連三法が平成20年12月に施行されたことに伴い、(社)栃木県栄養士会も含めこれまでの社団法人は、平成25年11月末日までに公益社団法人、若しくは一般社団法人のいずれかに移行しなければなりません。期限までに移行しない場合は解散になります。

そこで(社)栃木県栄養士会は、平成21年7月に「公益法人制度改革に伴う事業見直し検討委員会(構成17委員 外部委員:三柴彰子県健康増進課副主幹、益子文夫税理士、木下守之元会長、恩田淑子前会長 内部委員:県栄養士会正副会長及び各地区支部長)」を設置し、これにどう対応していくべきか検討してまいりました。この結果、一般社団法人は行政の関与も少なく自由な活動ができるメリットがあるのに対し、公益社団法人は公益目的が重視され将来とも公益基準に合致することや、行政の関与も厳しいものとなるが、本会の設立目的が「県民の健康づくり支援」であることや社会的認知も高いこと、また(社)日本栄養士会や各都道府県栄養士会の大多数が公益社団法人を目指していることなどあって、公益社団法人を目指すことといたしました。

昨年の平成23年5月の定期総会においては、公益社団法人への定款変更案及び役員報酬規程を決議していただきました。

その後、申請資料等も整備して、平成23年12月2日付けで「公益認定等審議会」に公益社団法人移行認定申請書を提出し、無事、平成24年1月23日付けで上記審議会から、「公益社団法人」の基準に適合するとの答申をいただき、平成24年4月1日、発足することとなった次第です。

公益社団法人になると、公益目的事業比率(50%超であること)や、収支相償の原則を遵守し、適正な運営管理が求められることとなります。

会員におかれましては、本会が今後ますます発展向上し、会員のみならず、県民の健康づくり支援のための活動強化に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様方の絶大なるご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。